

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

平成30年1月9日（火曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

## ○出席委員（18名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 井戸 恒男 君	3 番 川村 信子 君
4 番 佐藤 平和 君	5 番 遠藤 昭治 君	6 番 野田 卓志 君
7 番 片岡 篤夫 君	8 番 森 邦彦 君	9 番 八木 豊明 君
10 番 杉山 徳成 君	11 番 中村 雅博 君	12 番 後藤 三郎 君
13 番 安田 孝義 君	15 番 土屋 尊史 君	16 番 野村 茂 君
17 番 日置 香 君	18 番 永井 博光 君	19 番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員（1名）

14 番 増井 賢一 君

## ○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君
農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	武儀事務所課長補佐	丸山 典浩 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）明けましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。昨年を振り返ってみますと、農業委員会法の改正により農業委員の定数の削減、またそれに代わって農地利用最適化事業に伴って推進委員ができたという、大きな節目の年になりました。暮らしの中では北九州で豪雨災害があり、39名の方が犠牲になり現在まだ2名の方が行方不明という状況です。岐阜の近くでは三重県で水害が発生しました。この関市では比較的平穏な年ではなかったかなと思っております。今年も平穏な年であることを願っております。本日は農業委員会にご参集いただきまして、ありがとうございます。いつものご審議と共に、先般もご審議いただきましたアンケート調査について、ご審議をいただきますので、よろしくお願いします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）明けましておめでとうございます。今年も平成という事であり、皆さまにとっても関市にとってもワンダフルな年になりますよう祈念する次第です。会長のお話にもありましたが、農業を取り巻く環境は非常に厳しいですし、制度も大きく変わりました。また、米の生産調整の廃止で、農地の集約化等々懸念される事案が沢山あります。農業委員会では農転を始め、農地の集約等々大きな課題に向けてご協力、ご理解をお願いしたいと思っております。

関市も第5次計画スタートの年という事で、予算編成作業が進んでおります。農政につきましても、担い手の確保等の新しい事業も盛り込んで予算要求をしておるところです。この一年、皆様方のご健勝ご多幸をそして農業委員会の活性化を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

14番増井委員の1名が欠席でございます。

（経済部長退席）

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。13番安田委員、15番土屋委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南東200mほどに位置する農振農用地である田934㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人らは、農地の管理ができないため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて農業経営の拡大を図るというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。

申請地は、神野地内、下日立公民堂の南南西450mほどに位置する農振農用地である田2筆346㎡。下日立公民堂の北東230m程に位置する農振農用地区域外である田422㎡。農振農用地である田547㎡。農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑69㎡。下日立公民堂の東北東330m程に位置する農振農用地区域外である田2筆257㎡。農振農用地内である田2筆1,061㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、相続により取得したが、急にお金が必要となったため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

3番の案件 位置図は、3ページになります。

申請地は、戸田地内、岐阜県魚苗センターの北西240mほどに位置する農振農用地である田1,433㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、各務原市に居住しているため、農地の管理が十分できないので、農地を引き継いで耕作してくれる人を探していたところ、譲受人が買ってくれることとなったため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地の買い手を探しているとの話を聞き、農業経営の拡大を図るため、買い受けるというもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。

申請地は、洞戸尾倉地内、尾倉集会所の北東540mほどに位置する農振農用地である登記地目田、現況地目畑210㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、自営業が多忙となり、農業に従事することも管理することも困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて農業経営の拡大を図るというもの。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川幼稚園の南210mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑2筆151㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢で耕作もままならず、放置すると雑草が繁るため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて農業経営の拡大を図るというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、12月13日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○4番（佐藤平和君）私の担当している神野地区ですが、7筆あり全部回って見ました。ただ今の事務局の説明とは少々違う気がします。美濃加茂の方がこの土地を相続し、近所の人が作っていて草を刈ってきれいにしてあります。小島さんという方が家屋や宅地等も一括して購入することで、今回は一部出てきて、次回また同じ方から出て来ると思います。譲受人は、皆さんもご存じかと思います。農業経営の拡大ということですが、近所の方が荒れ地にならないように農業を頼まれてやっていますので、是非承諾をお願いします。

○7番（片岡篤夫君）3番の戸田ですが、これは誰かが買い取って農業をやりたいという説明でしたが、実は私が作っているんです。細目書の問題も出て来るんです。この田と隣と不動産屋が買い取ったと聞いていたんですが、売り手側も買い手側も私に作ってくれと言われているんですが、細目書はどうすればいいですか。

○13番（安田孝義君）その前に、戸田は私が担当です。推進委員と現地を見てきました。夏の放棄地の巡回の時にも、草が生えていて問題だったんですが、今回きれいに刈られていました。

○7番(片岡篤夫君) あれは、私が刈りました。

○13番(安田孝義君) そうですね。それで、作られるなど、現実に書類も出てきましたし。この買われる方は、河上薬品の方じゃないですか。

○7番(片岡篤夫君) 中に不動産屋が入って河上薬品に売られるんじゃないかなと思うんですが。私としては、今の話ですと買われた方が作られるという事だったので、そうではなく私が契約を交わして作るんですという事ですが、それはいいんですが問題なのは、今幽霊の土地がいっぱいありまして、相対する人で勝手に耕作されている人が多いので。

○13番(安田孝義君) 細目書と別々にね。結構あるようですね。

○7番(片岡篤夫君) 今の私の立場では、良いか良くないかというのものもあるが、載せたいので今年も載せましたけども、今の話ですと耕作をしたいために農地を買ったという事だったので、どうしたらいいのかなと。トラブルになっても困るので。細目書ってというのはしっかりしないと、誰の土地か分からなくなることが現実にあるのでね。それはどうしたらいいのかなと思って。

○13番(安田孝義君) 片岡委員が言われるように、私もそういう懸念を持った訳です。本当にこの方がやるのかと。ただ、書類として出て来た以上は、地元もいいたろうという事で印鑑を押しました。細目書の関係は、今言われたとおり、しっかりしていかないと幽霊地になっていってしまうので、貸した他の人が作ったとか時々ありますので、買われた方も含めて所有者とお話をさせていただきたいなと思います。

○7番(片岡篤夫君) 買われた方がどうせまだ作らないし、いろんな書類を書くのが面倒だから片岡さんに全部任せますよという話だったんです。それで、細目書にこの2筆については、私が作りますと付け加えて出しました。改めて新しい別紙でここここを来年から作りますとなったんです。それはそれでお互いの理解でいいんですが、こういう公の場所でそれが違います。本人が作りたいから買います。というそういう矛盾した言い方ですよ。これは当然出て来ると思うんです。そう言ったちゃんとした特例みたいな物を作っておかないと誰がどこのやつか分からなくなるんですよ。例えば1つの例を言いますと、美並村の木尾の所です。その上の釜ヶ滝の上の所にゴルフ場がありました。そこは環境保全地区であって勝手にある代議士の名前を使ってゴルフ場を作ってしまったんです。そこが大規模な太陽光発電をすることになったんです。何万㎡で金額も何億円くらいかかって、美並村の木尾に変電所を作って鉄塔を建てることになったんです。その時に、私はその部落を全部借りているんですけど、その中でお祖父さんの代までずっと作っているんだけど、亡くなって分からなくなっていた地権者が東京にいることが分かったんです。本人は知らなかったのに、急に棚からぼた餅のような話が出たから、そこに鉄塔を建てるため仮設道路を作りたいから貸してくれとなったら、お金をよこせとなつたんです。部落全体で取り決めた事を、たった一人の全く関係ない、地主だから関係はあるけど、その人のおかげで工事の中電もストップしてしまつたんです。そういう現状があるんです。それはどういう事かと言うと、私は木尾の改良組合から一任されて全部の面積を任されていたにも関わらず、そういう方が出て来ると中部電力としては、その地主の印鑑がないとダメだという事になって、工事全体がストップしてその部落でどうせ本気で耕作する人が誰も居ないんで、そういう事をやって頂ければ有り難いという部落全体で賛成しているにも関わらず、その人一人のおかげで工事がストップしているという例もある訳です。今後そういった事を無くするように、ちゃんと追跡調査が出来るような今のような事例みたいな事を特例としてきちんと作っておいてもらわないと。今度、私がよそで借りた場合、長野県や静岡県にも行きますが、そういった全然訳の分からない所へ行っても、

細目書見ても誰の土地か分からないという事になってしまうんです。それをちゃんと追跡調査みたいな事をして、例えばカッコして不動産屋だけど片岡さんが作ってますというような書類を紙面で残すような事をしておいてもらわないと。今後こういう話はいっぱい出て来るはずですから、今も現実に出ているんですけど水面下で動いていて良く分からないような状態になっているんで農地を守るというのなら、そこまできちっと書類の整理をしてもらいたいというのが私の希望なんです。

○1番（安田美雄君）実は、申請者見ていただきますと関市鋳物師屋となっております、私の地区担当になっていまして、私の所にも確認の依頼がありました。そのご本人曰く、安田委員さんが確認していただいておりますので、ここに印鑑を押して欲しいと言われましたが、私はおかしいなと思いを聞きました。そうしたらこの河上さんという方は、先程言われたように、河上薬品さんなんですね。ですからはっきりと自分では農業経営をやってみえませんが、頼んでやっているという事は聞いておりましたが、聞きましたら誰かに頼んでやりますという事でした。おかしいなと思いましたが、安田委員さんが確認しておられるのでいいと思い、印鑑を押しました。ところが、よく考えてみますと片岡委員が言われたように、そういった賃借関係がある土地については、私の今出ている1番の案件も同じですが、耕作者があるんですね。私は申請者に言いました。耕作権のある方については18条関係できちっと書類が整備されていますか、話がついてますかと言ったら、市役所に提出する際に説明してはっきり解決しておきますという事でした。今の同じような例ですけど、やっぱり市の方できちっと賃借関係がある場合はそれなりの手続き、書類を出させておかないとこういう問題が起きると思いますので。私も今、確認しないで印鑑を押したという事について反省しておりますけれど、やはりそこら辺は市の方できちんとホローして頂きたいと思います。

○4番（佐藤平和君）先程、実際は小島不動産約30筆くらいあります。富野の関係の所を全部回ったんですが、来月出て来るとするのは宅地や家屋についても2月に出て来ると思うんですが、事務局の方から農業経営の拡大ということだったので、それはどうかなという事だけだったんです。今、片岡委員や安田委員が言われたのも最終的には同じ事務です。それを市役所に出したら、1つは3条、1つは5条に該当するという事で、たぶん分割したんだと思います。私は行政書士から控えを貰っていません。その行政書士はくれません。その件もお聞きしたいと思います。他の行政書士の方は1部控えをくれました。控えは必ずこちらに頂けるものか印鑑だけ押して渡せばいいのか。事務局の方にお聞きしたいと思います。

○議長（野村茂君）先程、片岡さんから話がありました細目書については、今ここで答えられなければ担当者に話を通していただいて。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そうですね。所謂、耕作者小作人の関係ですが、申請が出てきましたら、農業委員会としまして農地台帳で所有権等小作の状況、利用権の状況を確認をさせていただいておりますが、今の肥田瀬、戸田の件は農地台帳を確認したところ土地の賃借の関係の所が出てきておりません。ということは、農業委員会に3条による賃借権の設定の申請が上がってないものなのかなと。個人同士で契約を交わされて賃借されている所謂闇小作というふうに判断されますので、なかなかそこまで農業委員会では確認がしづらいというのが正直な所です。細目書については、農業委員会としては許可したものは農地台帳に反映させていただくんですが、細目書とのマッチングについては、実質やっておりますので、細目書の載せる載せないについては、一度担当の方と話をしてみないと何とも言えないので、今の所、回答はできないので了

承いたきたいです。

○7番（片岡篤夫君）それは細目書に記載すべきかすべきじゃないかは、個人の判断でいいという事ですか。

○議長（野村茂君）どうですか。

（「闇小作・・・」の声あり）

○7番（片岡篤夫君）大切な事は、細目書がどうして重要かというと、農林省の関係から来ているんです。今は農業関係にいろんな補助金が出ている訳です。いろんな補助金を出すための一つの叩き台として誰がどこで何を作っているかというのを細目書で確認するんです。細目書に出ないものについては、農地という事でなくてその個人が農業経営においてどのくらいの補助金を差し出していいのか。例えば今年は水田の10a当たり7500円が無くなったんですね。でも、実際農水省は新しい事業を始めている訳です。それを基本として誰がどこでどれだけ作っているかを把握して、そしてそれが水田なのか稲を作るのか、麦を作るのか、大豆を作るのかによってその裏打ちを共済組合及び農協の細目書を見る訳です。共済も細目書で見る訳です。そして国に申請するんです。細目書が全部基準になるので、細目書がない場合には補助金が下りないんです。皆さんもご存じだと思いますが、私は農業でやっていますから農業に補助金がなくなったら、全世界の農業は潰れますから。世界中どこでも農業に関する農産物の輸出入については税金を掛けているんです。その税金で農業維持をしている訳です。日本の場合は細目書を見て、それを確認している訳ですから、細目書に書く書かないでは、収入が減るか減らないか結構大きな問題になってくるんです。ですから今回、私がお尋ねしたのは、根本にあるのはそういう事なんです。今回の場合は、個人でどうぞ自由にていうそういう風に私は受け取りましたので、私は農協に細目書を出していますので、この土地も全部記載してあるんです。

○4番（佐藤平和君）細目書は所有者に行くんです。私どももたくさんよその田を借りているんですが、1月末までに報告しなければいけないのでわざわざ所有者の所へ行きまして、細目書をこちらに貰ってその方がどこに貸したとこちらで書いて、新しい白紙の用紙を共済組合から貰って来て、自分達でこの方から借りましたと。貸した人と借りた人の両方を実際は書いているんです。それでないと、補助金がいただけないので7500円という戸別保障はなくなりましたが、例えばトラクター買うのにどれだけ面積が必要だという時に面積を実際作るために、借りた方が大抵共済は農協へ細目書を持って行きますので、本部に行く前に農協で押さえておいて、こちらで全部書き換えます。そうしますと農地は荒廃せずに、誰かが作る。ただ形上は、中間管理を通していませんので、闇小作という事にはなるんですが、書類上はそうやっております。

○議長（野村茂君）ありがとうございます。そうしましたら、先程の申請をもって来られた時の控えについて、そこら辺の徹底していただけるかどうか。農業委員用の控えですが。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）ちなみに他の委員さんはどうですか。

○議長（野村茂君）私の場合は、欲しいと言いますが、ない場合は自分で主要な所だけコピーを取ります。出来れば、コピーを取るとか煩わしい事のないように、司法書士に農業委員の控えもという事を皆さんが要望されるのであれば、そういう風にしていただければありがたい。

○15番（土屋尊史君）こういう書類でも、全部個人情報だから置いて行くよう言われているのに、自分が担当した物だけ行政書士に貰っておいても、結局それが終わって印鑑を押したら要らない話ですよ。持って来る人のは貰うけど、わざわざ出してくれは言ってません。最終的な審議はこの場ですので、事務局が持っていれば私達は必要ない物だと思います。ただその中で見て

自分でチェックして掌握できる物が、チェック項目に全部あてはまっているかだけをきちんとして、後そこに賃借が付いているのか権利があるのか。誰か借りてみえるのか聞いて借りているならその部分、細目書については行政の方で、3条が面倒なら利用権設定というやり方があるので、そちらの方で申請をしてくださいと指導だけしていけばいいんじゃないでしょうか。

○13番（安田孝義君）私の場合も行政書士に写しが欲しいと、出来る限り100%ではありませんが、1月は2件ありますがこのように貰って、大事な所だけです自分の責任ですから。極力100%まではいきませんが、行政書士に1部コピーして欲しいという事で対応しております。

○10番（杉山徳成君）片岡さんの件ですが、以前に私も2件程ありました。不動産屋と地主さんが話し合って、農地を動かす訳です。耕作者には何も話が行っていないんです。まず、農業委員さんは書類を持たれたら必ず耕作者を聞いて欲しいです。私、2回目だったもんですから、ちょっとひどい事言ったんです。私は実際その辺りを作っているのを知っていますが、耕作者を聞いてきなさいと。2日後に来ました。誰々ですと。ちゃんとその人に話しておいてくださいと言いました。要するに、売買してアパートなり分譲住宅を作りますのでと来るもんですから、とにかくその話を耕作者にしてください。という事で、お願いしてやったんですけど、それからと言うもの書類を持ってきます。必ず耕作者に話がしてあるか。耕作者は知っているかと言っていきます。話がしてあるとなれば、分かりましたと印鑑を押すんです。そうなれば耕作者へは必ず地主さんや不動産業者から話は行きますので。ですから、細目書を書くにしても何しても2～3年前から必ず地権者の名前を書くようになっていくんですね。これをずっと調べて行きますと、平成24年に法律が変わって耕作者の了解を得なくてもよくなったんです。それまでは耕作者の印鑑が絶対にいったんです。必ず農業委員は、耕作者に話してあるか、了解を取ってあるかと聞いていただければ、細目書と賃貸契約については問題はありますが、要するに耕作者と地主と不動産屋のディベロッパーとのトラブルはないと思います。

○議長（野村茂君）細目書の件と申請書の件ですが、申請書の件につきましては次回にして頂き、今日はこれをお聞きしたという事でどうですか。

（「はい」の声あり）

それでは、審議が中断したような形になり申し訳ございません。ただ今、1号議案について意見のある委員は他にございませんか。ございませんようですので、前後してたいへん申し訳ございません。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり、許可することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の5件を原案のとおり、許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、4ページになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業地内、

天神公民センターの南東75mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆、仮換地面積706㎡。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、長屋住宅です。申請人は、農業従事者の高齢化、後継ぎ問題で、農地の維持管理が困難になってきているため、申請地に長屋住宅を建築し、老後の生活資金に充てたいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、倉知地内、マーゴの湯の北東75mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地289㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請人の娘が美容師であり、トレーラーハウスで、まつげ美容の店舗を経営する計画をしているため、申請地を貸駐車場として造成し、トレーラーハウス停留地及び駐車場として貸し付けるといふもの。

12月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、武芸川町高野地内博愛小学校の南西150mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地3筆751㎡。登記地目畑、現況地目雑種地13㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。申請人は、申請地の一部をコインランドリーとして営んでおり、利用者が駐車場として使用しているが、今回北側に隣接するコンビニエンスストアの改装に伴い、利用者の増えることから、駐車場として借り受けたい申し出があったため、コインランドリーを撤去し、申請地を貸駐車場として利用したいというもの。

12月13日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されております。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の3件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南南西150mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地、仮換地面積194㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在賃貸住宅に住んでいるが、自己住宅を建築するため、候補地を探していたところ、申請地は周囲に大型店舗が進出し、生活に便利なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したので、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

12月13日に現地確認をしたところ、宅地であると確認しています。

なお、本案件につきましては、平成29年2月28日付けで農地法5条の許可を受け、分譲用宅地とする許可目的を達成しているが、申請地は現在仮換地中であるため、登記地目が農地から宅地に変更できないため、農地法の申請が必要となったものであります。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、鋳物師屋3丁目地内桜ヶ丘ふれあいセンターの西180mほどに位置する畑221㎡。登記地目雑種地、現況地目畑1.95㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在の住まいが手狭になったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、高齢により農地として維持することが困難なため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は11ページになります。申請地は、倉知地内前山公民センターの北北東90mほどに位置する田5筆1,601㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域のため第2種農地と判断します。転用目的は、自販機設置販売業工場、駐車場です。譲受人は、千疋で自販機設置販売業を経営している会社で、業務拡大により、現在の工場が手狭となったため、申請地を買い受けて工場を増設したいというもの。譲渡人らは、まとまったお金が必要となったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

12月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、倉知地内 前山公民センターの東60mほどに位置する田2筆823.05㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担する区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。転用目的は、貸刃物工場です。譲受人は、関市東新町で(有)安田刃物を経営しており、事業拡大のため、申請地を買い受けて、刃物工場を建設し、会社貸し付けるというもの。譲渡人は、まとまったお金が必要となったため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。

12月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性を検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないことから、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、貸上町地内長良川鉄道関市役所前駅の南西470mほどに位置する田976㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、利器製造業駐車場です。借受人は、近隣で利器製造業を営んでいる会社で、現在使用している駐車場が手狭なため、申請地を賃貸借権により借り受けて、駐車場として利用したいというもの。貸付人は、相続により取得したが、農地として適切に管理することが困難なため、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。

12月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は14ページになります。申請地は、下有知地内、今宮公民センターの南西30mほどに位置する登記地目田、現況地目畑766㎡の内、211.90㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、現在住んでいる社員寮が手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農地として適切に管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、小瀬地内小瀬南公民センターの東150mほどに位置する畑153㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、一宮市に居住しているため、耕作の手間もなく、管理できないので、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、西福野町2丁目地内関西部公民センターの南南西230mほどに位置する畑2筆270㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。譲受人は、申請地を買い受けて、自身が勤める飲食店への貸駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、周辺が住宅化し農地として維持・管理することが困難になってきたので、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、山田地内 山田公民センターの南西550mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地169㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、金属金型及び樹脂加工業作業場です。譲受人は、隣接地で金属金型及び樹脂加工業を行っているが、現在使用している作業場が手狭となったため、申請地を買い受けて、作業場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

12月13日に現地確認をした結果、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地

は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計9件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いいたします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の9件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、9ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規6件、14筆。賃貸借権の設定に関するものについて、新規1件、2筆。更新1件、1筆。地目は、田が、15筆 16, 269㎡。畑が、2筆3, 626㎡です。地区は、小瀬、池尻、迫間、大杉、千疋、植野の6地区。設定移転を受ける者は、山田真二、(株)せき西あぐりほか5者でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手をいただきました。議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することといたします。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

（事務局長よりアンケートについて説明）

（多数意見あり）

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回の総会は平成30年2月7日水曜日の9時半から6階の6-6、6-7の会議室で行い、終了後10時半頃から6階大会議室にて農地利用最適化推進委員

さんも交えアンケートの説明会を開催します。

閉会のご挨拶を、安田職務代理からお願いします。

○職務代理（安田孝義君）長時間に渡りご審議をいただきましてありがとうございました。いろいろなご質問やご意見をいただきまして、私どもも参考になった所が総会でありました。そして、アンケートですが是非ご協力いただきまして出来るところから早く対応してまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（野村茂君）お疲れ様でした。

午前11時34分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場551番地

印

---

13番 関市山田605番地

印

---

15番 関市上之保1242番地1

印

---